

福井県監査委員告示第10号

令和8年3月3日付けで公表した財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月12日

福井県監査委員

福井県知事からの措置報告

監査対象機関 (監査対象団体)	未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 (福井交通(株))
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、600,000円を過大交付していた。
措置の内容	過大交付判明後速やかに返納処理を行った。また、補助金の検査に当たっては、補助対象経費の支払が事業期間内に完了していることを複数職員で確認するよう周知徹底した。

監査対象機関 (監査対象団体)	産業労働部経営改革課 (公財)ふくい産業支援センター)
監査の結果	補助金について適正な検査をしていなかったため、1,330円を過大に交付していた。
措置の内容	間接補助事業者に対し、適正な検査を実施するように補助対象外経費について指導する。

監査対象機関 (監査対象団体)	産業労働部経営改革課 (勝山商工会議所)
監査の結果	補助金について適正な検査をしていなかったため、56,000円を過大に交付していた。
措置の内容	間接補助事業者に対し、適正な検査を実施するように研修等で指導する。